

※※ 第 号		※経 由 町 名 愛 荘 町		※町 令和 受 付 年 月 日		※町 令和 提 出 第 号		※町 令和 再 提 出 第 号		あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について										
児 童 扶 養 手 当 認 定 請 求 書										23 年分所得		24 請 求 者	25 配 偶 者	26 扶 養 義 務 者						
										氏 名		請求者との続柄 ()								
										27 個 人 番 号										
あなたのことについて	(ふりがな)		男・女	3 生 年 月 日		大正 年 月 日生		4 障 害 の 有 無		ある・ない	28 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(請求者については) ① 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、② 特定扶養親族の数、③ 16歳以上19歳未満の控除対象配偶者親族の数)		所得の申告	人	所得の申告	人	所得の申告	人		
	1 氏名・性別								5 配 偶 者 の 有 無		ある・ない	有・無	(イ)	人	有・無	(ロ)	人	有・無	(ハ)	人
	2 個人番号																			
	6 住 所		〒		7 支 払 希 望 金 融 機 関		名 称		口座番号											
	8 職業または勤務先名				9 勤 務 先 所 在 地		〒													
児童のことについて	10 公 的 年 金 受 給 状 況		受けることができる } 種類 () 支給停止 } 受けることができない }	11 児 童 の 父 又 は 母 の 死 亡 に よ る 遺 族 補 償 の 受 給 状 況		受けることができる } 種類 () 支給停止 } 受けることができない }	12 養 育 費 の 取 決 め の 有 無		ある・ない											
	13 児 童 の 氏 名		(ふりがな)																	
	14 個 人 番 号		平成 令和		平成 令和			平成 令和												
	15 請 求 者 と の 続 柄 ・ 同 居 別 居			同居 別居			同居 別居			同居 別居										
	16 監 護 等 を 始 め た 年 月 日		平成 令和		平成 令和			平成 令和												
児童のことについて	17 障 害 の 状 態 の 有 無		ある・ない	ある・ない		ある・ない		ある・ない												
	18 父 又 は 母 の 状 況 に つ い て (該 当 す る も の に ○ を し て く だ さ い。)		イ 離 婚 ロ 死 亡 ハ 障 害 ニ 生 死 不 明 ホ 遺 棄 ヘ 保 護 命 令 ト 拘 禁 チ 未 婚 リ そ の 他	イ 離 婚 ロ 死 亡 ハ 障 害 ニ 生 死 不 明 ホ 遺 棄 ヘ 保 護 命 令 ト 拘 禁 チ 未 婚 リ そ の 他		イ 離 婚 ロ 死 亡 ハ 障 害 ニ 生 死 不 明 ホ 遺 棄 ヘ 保 護 命 令 ト 拘 禁 チ 未 婚 リ そ の 他		イ 離 婚 ロ 死 亡 ハ 障 害 ニ 生 死 不 明 ホ 遺 棄 ヘ 保 護 命 令 ト 拘 禁 チ 未 婚 リ そ の 他												
	19 父		氏 名		氏 名			氏 名												
	20 母		氏 名		氏 名			氏 名												
	21 児 童 が 父 も し く は 母 の 死 亡 に よ り 受 け る こ と が で き る 公 的 年 金 ・ 遺 族 補 償 の 受 給 状 況 又 は 児 童 が 加 算 の 対 象 と な っ て い る 父 も し く は 母 の 公 的 年 金 の 受 給 状 況		受けることができる } 種類 () 支給停止 } 受けることができない }	受けることができる } 種類 () 支給停止 } 受けることができない }		受けることができる } 種類 () 支給停止 } 受けることができない }		受けることができる } 種類 () 支給停止 } 受けることができない }												
※※	22 障 害 又 は 母 が 父		身体障害者手帳の番号及び障害等級																	
	公的年金		種類・障害等級																	
	父または母の職業または勤務先																			
23 認 定 ・ 却 下		支給開始年月	対象児童数	支給停止	手 当 月 額	支 払 期 別 金 額		証 書 番 号												
		年 月	人	全部支給 一部停止 全部停止	月から 円	12月 円		第 号												
					月から 円	4月 円														
					月から 円	8月 円														
※※	添 付 書 類	戸 籍 住 民 票	イ 事 実 婚 解 消 の 申 立 書 ・ 証 明 ハ 診 断 書 ・ X 線 フ ィ ル ム ホ 遺 棄 申 立 書 ・ 証 明 チ 養 育 費 等 に 関 す る 申 告 書 ヌ 公 的 年 金 給 付 等 受 給 証 明 書	ロ 公 的 年 金 調 査 ニ 生 死 不 明 証 明 書 ヘ 保 護 命 令 決 定 書 ト 拘 禁 の 証 明 書 リ 養 育 申 立 書 ・ 証 明、別 居 監 護 申 立 書 ・ 証 明、前 住 所 地 の 所 得 証 明 書、通 帳 の 写 し 又 は 口 座 確 認 依 頼 書、窓 口 チェック 表 ル その他 ()	備考															

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は町・県記入欄なので記入する必要はありません。字ははっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

注意

- 1 ⑦の欄は、住所地の県内の金融機関のうちで支払いを受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑩、⑪及び⑫の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるときまたは申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 ⑩、⑭及び⑮の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 4 ⑯欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- 5 ⑰及び⑱の欄は、それぞれの父または母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑲の欄は、児童が父または母の死亡により支給される「公的年金」もしくは「遺族補償」の受給状況またはあなたが母もしくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 ⑳の欄は、あなたと生計を同じくしている（またはあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 8 ㉑の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
 - (1) 請求者については、㉒に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉓に特定扶養親族の数を、㉔に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 9 ㉕の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）または障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 10 ㉖の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合は、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 11 ㉗の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母もしくは父または児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄にはそれぞれの8割相当額の合計額を記入してください。
- 12 ㉘の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除および寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。
- 13 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、町役場の人に確認してください。
 - (1) あなたと児童の戸籍の謄本または抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
 - (3) 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
 - (4) 請求者が母または父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (5) 児童または児童の父もしくは母が障害の状態にある場合は、医師または歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨または関節結核
・骨ずい炎・骨または関節損傷・その他認定または診査に際し必要と認められるもの
 - (6) 次の場合、その事実を明らかにすることができる書類
(ア)父または母が生死不明の場合、(イ)父または母が1年以上遺棄している場合
(ウ)父または母がそれぞれ母または父の申立てにより保護命令を受けた場合
(エ)父または母が1年以上拘禁されている場合
 - (7) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉙から㉚までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
 - (8) 児童もしくは請求者が公的年金もしくは遺族補償を受けることができる場合または児童が加算の対象となっている場合には、その給付をおこなう者の証明書
 - (9) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは町役場の人に聞いてください。
- 14 この請求書について分からないことがありましたら、町役場の人によく聞いてください。

◎ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部または一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。